

# 届出・証明



## 転居・転出・転入の届出

問 市民課 ☎561-2344 FAX561-2492

受付時間と場所 平日(月～金曜日)の8:30～17:15 市役所1階市民課窓口

届出ができる人 本人(15歳以上)、世帯主、同一世帯員(委任状が必要な場合があります)、法定代理人(法定代理人であることがわかる書類が必要です)、後見人や保佐人(登記簿謄本が必要です)  
いずれの届出の場合も、窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証・個人番号(マイナンバー)カード・パスポートなど)をご持参ください。個人番号(マイナンバー)通知カードをお持ちの人は、届出に必要なものとともにご持参ください。

### 届出の方法

種類	こんなとき	届出の期間	必要なもの
転居届	市内で住所が変わったとき	住所を定めた日から14日以内	<b>&lt;該当する場合&gt;</b> ・個人番号(マイナンバー)カードあるいは住民基本台帳カード ・在留カードもしくは特別永住者証明書 ・国民年金手帳・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証・福祉医療の受給者証・介護保険被保険者証
	他の市町村へ引っ越すとき	転出予定の14日前(原則)から	<b>&lt;該当する場合&gt;</b> ・個人番号(マイナンバー)カードあるいは住民基本台帳カード ・在留カードもしくは特別永住者証明書 ・国民年金手帳・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証・福祉医療の受給者証・介護保険被保険者証
転入届	他の市町村から引っ越してきたとき	住所を定めた日から14日以内	<b>&lt;どなたにも共通に必要なもの&gt;</b> ・転出証明書もしくは個人番号(マイナンバー)カードあるいは住民基本台帳カード <b>&lt;外国人の場合&gt;</b> ・在留カードもしくは特別永住者証明書 <b>&lt;該当する場合&gt;</b> ・国民年金手帳・国民健康保険被保険者証
	国外から住所を移してきたとき	住所を定めた日から14日以内	<b>&lt;どなたにも共通に必要なもの&gt;</b> ・住民登録する人全員のパスポート <b>&lt;日本人の場合&gt;</b> ・住民登録する人全員の戸籍抄本または戸籍謄本 ・住民登録する人全員の戸籍の附票 <b>&lt;外国人の場合&gt;</b> ・在留カードもしくは特別永住者証明書 ・家族として住民登録する場合は、家族関係を証明できる書類(日本語でない場合は訳文も必要です) <b>&lt;該当する場合&gt;</b> ・国民年金手帳



## 出生・婚姻・死亡などの手続き(戸籍の届出)

問 市民課 ☎561-2344 FAX561-2492

### 受付時間と場所

平日(月～金曜日)の8:30～17:15は、市役所1階市民課窓口  
上記以外の平日の時間帯、土曜日、日曜日、祝日、閉庁日は、市役所1階通用口の守衛室

※守衛室に届出された場合、住所異動や国民健康保険、年金、福祉医療券、学校関係の手続きなどについては、平日の開庁時間内に各担当の窓口であらためて手続きしていただく必要があります。また、記載内容に不備があった場合は、受理できないことがあります。ご不明な点がございましたら、事前にご連絡ください。

### 届出の方法

種類	届出の期間	届出人	届出先(市町村役場)	必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	次の順で 1.父または母 2.法定代理人 3.同居人 4.出産に立ち会った医師または助産師	次のどこかへ ・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・子どもの出生地	・出生届書(出生証明書) ・母子手帳 ・届出人の印鑑
婚姻届		夫と妻(旧姓で届出)	次のどこかへ ・夫か妻の本籍地 ・夫か妻の住所地	・婚姻届書(20歳以上の証人二人の署名押印が必要です) ・戸籍謄本(本籍地に届け出る人は不要) ・父母の同意書(届出人が未成年の場合) ・窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証など) ・届出人の印鑑
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	次の順で 1.同居の親族 2.同居していない親族 3.同居人 4.家主、地主または家屋もしくは土地の管理人、公設所の長	次のどこかへ ・死亡者の本籍地 ・届出人の住所地 ・死亡地	・死亡届書(診断書または死体検案書) ・届出人の印鑑
離婚届	裁判離婚の場合は、調停・和解・認諾成立の日から10日以内。審判・判決確定の日から10日以内	・協議離婚(話し合い)の場合は当事者二人 ・裁判離婚の場合は申立人	次のどこかへ ・夫の本籍地 ・届出人の住所地	・離婚届書(協議離婚の場合は、20歳以上の証人二人の署名押印が必要です) ・戸籍謄本(本籍地に届け出る人は不要) ・裁判所が関与して成立する離婚の場合は審判書などの謄本および確定証明書 ・窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証など) ・届出人の印鑑
転籍届		筆頭者とその配偶者	次のどこかへ ・新本籍地 ・日本籍地 ・届出人の住所地	・転籍届 ・戸籍謄本(市内での転籍の場合は不要) ・届出人の印鑑(筆頭者と配偶者で別のもの)



## 印鑑登録

問 市民課 ☎561-2344 FAX561-2492

- 受付時間と場所** 平日(月～金曜日)の8:30～17:15 市役所1階市民課窓口
- 登録できる人** 草津市で住民登録をしている人で、①15歳以上の人 ②成年被後見人の登記がなされていない人
- 登録できる印鑑** ①大きさが8mm～25mmである印鑑  
②住民登録している氏名が刻印されている印鑑(氏のみ、名のみでも可)
- 登録できない印鑑** ①同一世帯で他の人が登録している印鑑  
②印鑑の枠が4分の1以上かけている印鑑または枠のない印鑑  
③ゴム印など、変形しやすく、印影を鮮明に表しにくい印鑑  
④職業、資格その他氏名または通称以外の事項を表している印鑑

### 印鑑登録の方法

登録の種類	必要なものと手続き
本人による即日登録	登録する印鑑と官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード、在留カードなど)を持参の上、本人が直接窓口に来庁し登録する方法。即日の登録と証明書の発行が可能。
照会書発送による登録 (代理人もしくは官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない人の本人登録)	登録する印鑑を持参の上、本人または代理人(代理人選任届が必要)が窓口に来庁し登録する方法。申請いただいた後に、本人に照会書・回答書を送付します。照会書・回答書が届いた後は、①登録する印鑑②照会書・回答書③本人確認書類(代理人登録の場合は、登録をする人・代理人両名の書類がそれぞれ必要)の3点を持参し再度来庁ください。

## 証明書などの発行手数料

問 市民課 ☎561-2344 FAX561-2492

種類	手数料		
	本庁窓口	コンビニ	
住民票	全員の写し	1通につき 350円	1通につき 250円
	個人の写し	1通につき 350円	1通につき 250円
	除票	1通につき 350円	お取り扱いはありません
記載事項証明	全員	1通につき 350円	お取り扱いはありません
	個人	1通につき 350円	お取り扱いはありません
戸籍	全部事項証明(謄本)	1通につき 450円	1通につき 350円 ㊤
	個人事項証明(抄本)	1通につき 450円	1通につき 350円 ㊤
除籍	全部事項証明(謄本)	1通につき 750円	お取り扱いはありません
	個人事項証明(抄本)	1通につき 750円	お取り扱いはありません
戸籍の附票	全部証明(謄本)	1通につき 350円	1通につき 250円 ㊤
	個人証明(抄本)	1通につき 350円	1通につき 250円 ㊤
身分証明書	1通につき 350円	お取り扱いはありません	
印鑑登録	1件につき 350円	お取り扱いはありません	
印鑑登録証明書	1通につき 350円	1通につき 250円	
戸籍届出書受理証明書	1通につき 350円	お取り扱いはありません	
住居表示証明書	無料	お取り扱いはありません	

㊤本籍地と住所地がどちらも草津市の人を対象となります。  
 ※窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。また、印鑑登録証明書の発行には、印鑑登録証が必要です。  
 ※コンビニエンスストアなどでの証明書発行には個人番号(マイナンバー)カードが必要です。  
 ※税証明は47ページをご覧ください。

## コンビニ交付

- ・自分で機械を操作するから安心!
- ・市役所窓口より100円安い!
- ・マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなどで、平日も土曜日・日曜日・祝日も6:30～23:00まで取得できる!(年末年始除く) なお、一部の商業施設(アル・プラザ草津、イオンモール草津)でも営業時間中に取得できます。

## 個人番号(マイナンバー)カード

問 市民課 ☎561-2344 FAX561-2492

個人番号(マイナンバー)カードは、本人確認の際の公的な証明書となるほか、カードを利用して、保育施設などの利用申込や児童手当に関する手続きなどをパソコンからオンラインで行うことができます。また、住民票の写しなどの証明書が全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。  
 ※保育施設などについては76、77ページを、児童手当に関する手続きは72ページをご覧ください。

### 個人番号カードの申請

平成27年11月以降、皆さんの住民票の住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」を、世帯ごとに簡易書留で送付しています。簡易書留の中には、通知カードのほかに、「個人番号カード交付申請書」などを同封しています。個人番号カードの交付を希望する人は、申請が必要です。申請書は、市役所窓口のほか、マイナンバーカード総合サイトからもダウンロードできます。また、カードの再発行については市民課で申請できます(紛失・有効期限切の場合、手数料800円)。



▲個人番号カード(表面)

▲個人番号カード(裏面)

### 申請から受取りまでの流れ

- ①申請する**  
 郵送、オンライン、市民課窓口または証明写真機により申請します。
- ②交付通知書がご自宅に届く**  
 個人番号(マイナンバー)カードが市役所に届き次第、順次、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(交付通知書)」でお知らせします。
- ③本人が市役所窓口に来庁し受け取る**  
 15歳未満の人および、成年被後見人については、本人と一緒に法定代理人が来庁する必要があります。  
 ※病気、身体の障害などやむを得ない理由(仕事で忙しいという理由は不可)で来庁が困難な場合に限り、代理人が受け取ることができる場合があります。  
 ※「申請時来庁方式㊤」による申請をされた場合はカードは本人限定郵便で郵送します。  
 ㊤「申請時来庁方式」では、申請時に本人が窓口に来庁し、顔写真付きのものを含む本人確認書類2点と個人番号(マイナンバー)通知カードが必要になります。

### 氏名や住所の変更などがあった場合

住所や氏名の変更、外国人の在留期間の更新をされる場合は、個人番号(マイナンバー)カード内の情報を更新するため、市役所での手続きの際カードをお持ちください。

### マイナンバー総合フリーダイヤル

通知カード、個人番号(マイナンバー)カードに関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

0120-95-0178(無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。  
 ・平日9:30～20:00、土曜日・日曜日・祝日9:30～17:30(年末年始 12月29日～1月3日を除く)  
 ・紛失などの場合は365日24時間対応

上記ダイヤルにつながらない場合は  
**個人番号コールセンター ☎0570-783-578(有料)**

